

二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

平成 30 年度の国民健康保険制度改革で、都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険制度を担うことになりました。

これに伴い、市町村が医療機関等に支払う医療費は、県から全額交付される一方、市町村は県に、国保事業費納付金を納付する仕組みとなりました。

県は過去 3 年間の医療費等の状況を基に市町村ごとに国保事業納付金を決定します。決定された納付金を納めるため市町村は、保険税率等を設定し、被保険者から徴収した保険税等を財源に納付金を県に支払うこととなります。

なお、令和 2 年度以降の納付金については、県の国民健康保険特別会計で、決算余剰金が発生した場合、翌々年度の納付金に充当することになったため、平成 30 年度の決算余剰金が令和 2 年度に、令和元年度の決算余剰金が令和 3 年度に充当されたため、令和元年度以前より低い納付金の提示となっております。

市町村では、この納付金等の歳出見込額と、補助金・交付金等の歳入見込額から、令和 3 年度に保険税として集める調定額（課税総額）を算出し、納付金の提示と共に示された県の標準保険料率を参考に、保険税率等を算定します。

それでは資料をご覧ください。

1. 改定案の令和 3 年度保険税率（案）をご覧ください。

保険税率（案）の算定にあたっては、県から提示された標準保険料率を参考に令和 3 年度に保険税として集める調定額を満たし、二宮町の保険税算定方式や予定収納率に基づき、現行の保険税率と比較して、世帯ごとに不均衡が生じないように算定いたしました。

まず、国民健康保険の基礎課税に係る分、いわゆる医療分の所得割について税率を 6.55%から 6.25%に、被保険者均等割額を 26,356 円から 25,600 円に、世帯平等割額を 26,681 円から 26,200 円に改めます。

次に後期高齢者支援金等に係る分いわゆる支援金分の所得割について税率を 2.27%から 2.1%に、被保険者均等割額を 9,696 円から 9,400 円に、世帯平等割額については、7,928 円を 7,800 円に改めます。

最後に介護納付金課税被保険者に係る分、いわゆる介護分の所得割について税率を 1.83%から 2%に、被保険者均等割額を 16,833 円から 17,000 円に改めます。

なお、特定世帯とは、これまで国保被保険者であった方が、後期高齢者医療制度に移行したことで、同一世帯の国保加入者が 1 人だけとなった世帯をいい、最大で 5 年間平等割が半額になります。また、5 年経過後、引き続き世帯状況に変更がない場合は、特定継続世帯となり、さらに最大 3 年間平等割が 4 分の 1 減額になります。

2. 一人当たり調定額をご覧ください。

一人当たり調定額は課税総額を被保険者数で割ったもので、今回の改定案では、40 歳から 64 歳以外の被保険者の一人当たり調定額が 3,958 円の減額、40 歳から 64 歳の被保険者の一人当たり調定額は 2,582 円の減額となります。

3. モデルケースによる保険税比較をご覧ください。

ケースの①では 40 歳以上 64 歳以下の夫婦と子供 1 人の給与所得の世帯で、医療分＋支援金分＋夫婦に介護分が課税された場合の収入別の試算表となります。

ケース②では 65 歳以上の年金収入 2 人世帯での医療分＋支援金分が課税された場合の収入別の試算表となります。

最後に、資料にはございませんが、今回の税率改定における新型コロナウイルス感染症の影響についてです。

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、保険税の算定基礎となる課税所得が減少することが予想されます。このため令和 3 年度予算（案）では、保険税収納不足を補う目的で 2,000 万円程度の基金の活用を予定しております。これは営業所得が対前年度 10%程度減少した場合に収納不足となる保険税額にあたります。

今後も保険税収納不足等に備え、基金を計画的に運用して参ります。

説明は以上になります。

国民健康保険税の税率改定

1. 改定案

	令和3年度保険税率(案)			現行保険税率			増減		
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
医療分	6.25%	25,600円	26,200円	6.55%	26,356円	26,681円	-0.30%	-756円	-481円
支援金分	2.10%	9,400円	7,800円	2.27%	9,696円	7,928円	-0.17%	-296円	-128円
介護分	2.00%	17,000円	0円	1.83%	16,833円	0円	0.17%	167円	0円

2. 一人当たり調定額

	令和3年度保険税(案)	現行保険税	増減
医療分	75,602円	78,251円	-2,649円
支援金分	25,374円	26,683円	-1,309円
介護分	29,555円	28,179円	1,376円
合計	130,531円	133,113円	-2,582円

※一人当たり調定額＝調定額（課税総額）÷被保険者数

3. モデルケースによる年間保険税比較

①給与3人世帯（40歳以上64歳以下の夫婦＋子の世帯で世帯主のみ給与収入がある場合）

年収	所得	令和3年度保険税額(案)	現行保険税額	増減	備考
98万円以下	33万円以下	51,900円	52,900円	-1,000円	7割軽減
150万円	85万円	140,300円	143,500円	-3,200円	5割軽減
200万円	122万円	230,400円	235,800円	-5,400円	2割軽減
300万円	192万円	337,400円	345,600円	-8,200円	
400万円	266万円	414,100円	424,500円	-10,400円	
500万円	346万円	496,900円	509,600円	-12,700円	
600万円	426万円	579,700円	594,800円	-15,100円	
700万円	510万円	666,600円	684,200円	-17,600円	
800万円	600万円	759,700円	780,200円	-20,500円	
900万円	690万円	852,900円	875,900円	-23,000円	
1000万円	780万円	929,800円	955,000円	-25,200円	
1054万円以上	834万円以上		990,000円		賦課限度額
1097万円以上	877万円以上	990,000円			

②年金2人世帯（65歳以上の2人世帯で世帯主のみ年金収入がある場合）

年収	所得	令和3年度保険税額(案)	現行保険税額	増減	備考
153万円以下	33万円以下	31,100円	31,900円	-800円	7割軽減
200万円	80万円	91,100円	94,700円	-3,600円	5割軽減
250万円	130万円	164,100円	170,800円	-6,700円	2割軽減
300万円	180万円	226,600円	236,200円	-9,600円	
400万円	262.5万円	295,500円	309,100円	-13,600円	
500万円	346.5万円	365,700円	383,100円	-17,400円	
600万円	431.5万円	436,600円	458,100円	-21,500円	